

○電波法第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を定める件（平成十二年郵政省告示第七百四十四号）の一部を改正する告示案（傍線部分は改正部分）  
新旧対照表

改正案

現行

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を次のように定める。  
次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

電波法（昭和二十五年法律第三十一号）第六条第七項の規定に基づき、同項各号の無線局が使用する周波数を次のように定める。  
次の表左欄に掲げる無線局が使用する周波数は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

無線局	周波数	無線局	周波数
電気通信業務を行うこと を目的として陸上に開設 する移動する無線局（一又 は二以上の都道府県の区 域の全部を含む区域をそ の移動範囲とするものに 限る。）	718MHz を超え748MHz 以下 900MHz を超え915MHz 以下 1,427.9MHz を超え1,462.9MHz 以下 <b>1,744.9MHz</b> を超え1,759.9MHz 以下 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え <b>2,655MHz</b> 以下	電気通信業務を行うこと を目的として陸上に開設 する移動しない無線局で あって、上欄に掲げる無線 局を通信の相手方とする もの	718MHz を超え803MHz 以下 945MHz を超え960MHz 以下 1,475.9MHz を超え1,510.9MHz 以下 <b>1,844.9MHz</b> を超え1,854.9MHz 以下 1,859.9MHz を超え1,879.9MHz 以下 （平成17年総務省告示第883号第2項第2号（二）に掲げる区域に係るものを除く。） 2,010MHz を超え2,025MHz 以下 2,545MHz を超え2,575MHz 以下 2,595MHz を超え <b>2,625MHz</b> 以下
(略)	(略)	(略)	(略)

附則

この告示の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に発せられた電波法の施行後の平成十二年郵政省告示第七百四十四号の表の規定の適用については、同表の右欄中「1,462.9MHz 以下」を「1,462.9MHz 以下（1,455.35MHz を超え1,462.9MHz 以下（関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）」とし、「1,510.9MHz 以下（1,503.35MHz を超え1,510.9MHz 以下（関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域に係るものに限る。）を除く。）」とする。